

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（89）

2018年1月15日

小田中聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号より2016年7月に生じた諸問題を扱います。ご愛読ください。  
今号は「戦争法の施行過程」を取り上げます。）

本稿は、2016年7月に生じた事態を、一（1）戦争法の施行過程、（2）戦争法施行過程に対する反対運動、二沖縄問題と沖縄の闘い、三原発問題・核問題と反対運動、四経済問題と日本人の暮らし、五教育問題と文化問題（含マスコミ）の現状、六その他（含む従軍慰安婦問題）、概ね以上の項目に副って書くことにする。

### 一 （1）戦争法の施行過程

①④2016年6月に東京都内で「日本会議」が集会を開き、数十人が参加した（7月1日河北新報）。

②その集会上映されたビデオの内容は、東日本大震災の際にガソリンや食料が全国各地で買い占められ、被災者に届かず、二次災害の犠牲者が多数出たとし、「緊急事態条項があればこの事態は防ぐことができたはずだ」と結論づけるものであった。

③要するに、“憲法に緊急事態条項がないため二次災害が出た”というビデオである。

⑤しかし、共同通信社が2016年4月～5月に実施したアンケートでは、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島の子供の知事や市町村長計42人のうち9割超が、緊急事態条項がなくても発生当初の人命救助や復旧に支障が出なかったと回答し、現行法令の改善や地方への権限移譲を求めるものが多かった。

④このことは、ビデオの主張する緊急事態条項がないため、災害の二次被害が出た

という主張が作為的な主張であることを明らかにしている。

⑥では、このビデオを作製したのは何者か。

それは、「日本会議」が事務局をつとめる「美しい日本の憲法をつくる国民の会」であり、総指揮は憲法学者百地章である。5月3日の同会議主催の集会では安倍首相がビデオに登場した映像が流された。そしてDVDの最後にジャーナリストの桜井よし子氏が“明治憲法に日本民族の魂、私たちの価値観がしっかり表現されていた”と評価している。

⑦「日本会議」は、約3万8千人の会員を擁し、1997年創立以来、九条改定を求める主張を行ってきた。

「日本会議の研究」を著した菅野完氏は、“少しでも明治憲法に近づきたい思いが「日本会議」幹部やその周辺の根底にあるのではないか”と分析している。

⑧⑨防衛装備庁がイスラエルと無人偵察

機を共同研究する準備を進めていることが6月30日までの政府関係者や両国外交筋への取材で判明した(7月1日河北新報)。そして両国(日本とイスラエル)の防衛・軍需産業に参加を打診しており、準備は最終段階という。

㊤もともとイスラエルは、パレスチナ問題を抱えており、旧武器輸出三原則では禁輸対象だった「紛争当事者国になる恐れのある国」に当たるが、安倍政権が2014年に閣議で決定した防衛装備移転三原則(新三原則)により、装備・技術移転が可能となった。しかも安倍政権は、イスラエルとの関係強化を図っており、共同研究に踏み切る可能性は高いとみられる。装備庁は、無人飛行機、無人戦闘機を含めた共同開発に発展させたい政策をとっているが、アラブ諸国の反発に直面することは必至であろう。

㊦イスラエルの担当当局は国防省の対外防衛協力輸出入庁(SIBAT)であり、同国の無人機技術は世界最高レベルであり、実戦でもパレスチナ自治区ガザ地区やレバノンなどの攻撃に投入している。

㊧共同研究は、イスラエルの無人機技術に日本の高度なセンサー技術を組み合わせる狙いがあり、装備庁とSIBATは、航空・宇宙システムの軍需産業「イスラエル・エアロスペース・インダストリーズ」(IAI)、軍需エレクトロニクス企業「エルビット・システムズ」などに参加を打診したというのである。なお、三菱電機は取材に回答せず、富士重工業は、そうした事実はないとしているという。さらに防衛装備庁の渡辺長官は、“具体的準備を行っている事実はない”と述べたという。(以上、前掲河北新報)。

㊨以上の事実から浮かび上がってくるの

は、日本政府がイスラエルと共同で無人攻撃機、無人戦闘機を開発・製造しようとしていることである。

㊩㊪次に軍事研究と大学との関係について、まず上野誠也横浜国立大学院教授(航空宇宙工学)の述べていることの要約を行う。

㊫私たち(上野氏)の研究室に防衛省の技術者が国内留学に来たことが縁で、防衛省と技術交流し、防衛省はロボットを作り、研究者はロボットを動かすソフトを作っていること。直接のお金のやりとりはないこと。ソフトと知識を融通し合うことで、お互いに研究に役立てること。お金のかかるハード作りは防衛省が担当してくれること。ロボットは軍事にも民生にも活用できる「デュアルユース技術」の典型であること。防衛省は日本に侵入してきたテロリストの識別や監視などへの応用を念頭においているが、われわれ研究者は、山岳遭難など人命救助、海洋資源の探査といった用途を考えており、同じ技術だが狙い所が違うこと。

㊬2016年、防衛省は大学の研究者を対象に、公募型の研究費制度を始め、わが国の安全保障に役立つ技術の基礎研究を対象に大学に直接金を提供する制度により、1件の予算は最大3000万円であること。この金は研究者にとって魅力的であること。大学からの金だけでは研究費をまかなえず旅費にもこと欠くこと。しかもその研究成果は論文で公開できること。長らく日本の大学は軍事研究を行わない方針と伝統が続いてきたこと。

㊭しかし、戦後70年以上経ったいま、「軍事」の意味が変化し、かつての国家間の戦争に加え、テロのリスクがどこに潜んでいるかわからないこと。防衛省の目指す技術に

は、サーバー防衛や化学物質の探知といった、危険を見つけて回避するセキュリティー技術があること。

㊦大学は、人命を奪う攻撃的軍事技術には関与すべきではないが、自衛のための技術開発にはもっと積極的に貢献すべきこと。以上である。

㊧しかし、大学が防衛省の金に依存し、軍事研究（まがい）をするのは、科学者の使命、すなわち真理の探求を通じて人民の幸福を守り発展させる使命を結局は裏切り、国家＝政府の侍女となるのではないかと私は考える。そこで、このことを論じた金子元久筑波大学特命教授の指摘を次に紹介したいと考える（7月24日朝日新聞）。

㊨金子教授は指摘する。(i)2004年に国立大学が法人化して以降、国からの運営交付金が10%以上減額されたこと。その代わりに国＝政府は、成果が期待できる研究を選んで予算を配分する競争的資金を増やしていること。地方大学だけでなく、東京大学、京都大学など有力大学でも競争的資金が欠かせない中毒症状に陥っていること。

そこで登場したのが防衛省が公募する競争的資金「安全保障技術研究推進制度」であること。

(ii)しかし、こうした研究に大学が関わることは、長期的にみて、㊩自由な発想に基づく研究、研究成果の公開の原則、研究者の国境を越えた自由な交流、といった大学の良き伝統が損なわれること、㊪法人化後、若手研究者の立場が不安定になり博士課程に進む学生が急速に減少し、学術論文の数も伸び悩み、国際的競争力も国際的な共同論文も伸び悩んでいること、㊫アメリカとの交流は盛んだが、中国・韓国などの東アジア

との共同研究は増えていないこと、㊬日本と中国との緊張の高まりがあることが軍事研究の必要性の高まりを生んでいること、㊭そうであればこそ中国や東アジアとの学術交流が安全保障の観点からも重要なこと。以上である。

㊮以上紹介した二つの言説のうち、何れが科学者の使命に叶うか。金子特任教授の言説であるとする。科学者は、金をもらって軍事研究することは、いわば悪魔に魂を売ることだからである。

㊯2016年7月2日、赤旗の報ずるところによれば、防衛省の内部文書で検討されている一連の施策は、自衛隊と教育現場との連携を強め、人材集めに利用するというものである。

人材集めのターゲットになっているのは18歳以上の若者である。募集の焦点となっているのは高校卒業生の確保であり、高校卒業から秋入学までのギャップターム（空白期間）を活用した「予備自衛官任用」である（7月2日赤旗）。

㊰以上の事実が示しているのは、若者の貧困化に便乗した「経済的徴兵制度」の実現である。このことを指摘した中村全日本教職員組合文化部長の説くところを要約すれば、次の通りである。

㊱子どもの貧困と教育費増大の中で学ぶ権利が奪われている状況を逆にとり弱みにつけこんで自衛隊員を募集しようとしていること、㊲“総合学習等を通じた理解の促進”や学校における自衛隊の「説明会」、教職員や部活動指導員への自衛隊OBの活用などを“人材確保の視点”から進めようとしていること、㊳実質的な自衛隊による学校介入を狙うものであること。以上である。

㊦この事実が示していることは何か。自衛隊が高校教育に介入し、高卒をターゲットにして自衛官募集に狂奔している実態である。

(5) ㊧2016年7月10日に投票日となった参院選挙についての真の争点は、憲法「改定」の是非である。ところが自公与党は、その争点をずらし、経済問題つまりアベノミクスの是非を争点としている(7月4日赤旗、朝日新聞)。

㊨確かにアベノミクスも重要な争点である。しかし、アベノミクスとはこれ迄も述べてきたように、安倍政権が推進する軍事力強化を支える経済的側面である。そうだとすれば、真の争点は、この軍事力強化路線を押し進め日本人民を戦争の危険に曝す軍事力強化の改憲を是とするか否か、という点にある。

私たちは、安倍政権の“争点隠し”を見破らなければならない。

(6) ㊩7月5日、日米両政府は、日米地位協定の特権対象となる「軍属」の定義を四つに分類することを柱とする「再発防止」策を発表した(7月6日赤旗)。この「再発防止策」は元海兵隊員の軍属が起こした女性暴行事件を受けて作られたものであり、軍属の定義を四つに分類した。

㊪四分類とは次の通りである。

㊫米政府に雇用され、在日米軍に勤務又は米軍の監督下にある文民、㊬米軍が運行する船舶や航空機に乗船・搭乗する文民、㊭米軍に雇用されていないが、米政府に雇用され、米軍の公式目的のため日本に滞在する者、㊮在日米軍の公式な招待による技術アドバイザーとコンサルタント。以上である。

㊯また特権対象者の適格性を定期的に審査するため、日米合同委員会の下に、新たな作業部会を設置することも合意した。

㊰特権から外れる軍属の数は、日本政府によれば、軍人、軍属、家族を合わせた在日米軍関係者が2016年3月末時点で10万5677人。そのうち軍属は5203人(4.9%)、特権から外れる軍属は在日米軍関係者全体の数%とみられるという(前掲赤旗)。

㊱ではこの改定により再発防止は可能なのか。

今回の事件を例に考えると、容疑者は米空軍嘉手納基地内でインターネット関連会社の

社員として勤務していたとされており、本来は地位協定14条(日本国の法令に服さなければならない者)に該当する者である。

しかし、軍属の定義は一見明確にされたように見えるが、その区別は依然としてあいまいであり、日米地位協定の抜本的改革なしに再犯防止はできないであろう(7月6日河北新報)。

(7) ㊲2016年7月6日付赤旗によれば、3年前からアメリカ国家安全保障局(NSA)が極秘監視システムを用いて世界中の電気通信情報を常時、監視・盗聴していることが告発され、暴露された。

告発したのは、元USA職員スノーデンである。彼は2009年頃来日し、米軍横田基地に勤務し中国からのサイバー攻撃防護を担当していた。

㊳スノーデンが見聞したのは、㊴日米は非常に不平等な関係にあること、㊵例えば2013年の秘密保護法の制定は軍事情報提供を「エサ」にして米国がデザインしたものであり、日本へのNSA(米国国家安全保障

局)の監視網の拡大を図るものであること、  
㉔外交、経済についても第一次安倍内閣時から、内閣府、経産省、財務省、日銀、三菱商事、三井物産などの電話を盗聴していたこと、  
㉕安倍首相の訪米時の気候変動対策提案などの機密情報も含まれていたこと、  
などである。

③この事実が明らかにしていることは、アメリカが日本のあらゆる機密情報を入手し、その情報を用いて日本(政府)を政治的にも軍事的にも経済的にも文化的にもアメリカに従属させ、アメリカの世界支配の一環に組み込むための謀略的監視網が日常的に日本に張り巡らされていることである。

換言すれば、情報戦は戦争のための重要な手段なのである。そして情報が意図的または故意に誤ったものであるときには、戦争は泥沼化し、多くの犠牲者を生み出す。このことは、近くはイラク戦争の歴史の教訓である。

(8) ①2016年7月6日、英国の独立委員会(チルコット委員会=2009年7月ブラウン首相が設置し、歴史学者、元外交官など5名で構成)は、イラク参戦(2003年開始)の経緯や侵攻後の占領政策を検証する報告書を公表した(7月7日朝日新聞)。

②報告書の骨子は次の通りである。

④英国は、平和的方策を作る前にイラク侵攻に踏み切った。軍事行動は最後の手段ではなかった。

⑥開戦に法的根拠があると決断する状況に程遠かった。

⑦情報機関はブレア氏(英国首相)に、参戦すれば英国へのテロの脅威が増し、イラクの兵器や開発能力がテロリストに流出する恐れがあると警告していた。また英国報告

書には、イラクへの日本の駐留維持をアメリカが強く要望したことも書かれていた(7月8日赤旗)。

⑧対イラク政策が不完全な資料(大量破壊兵器の脅威など)に基づいていたことは明らかだ。

③以上がブラウン報告書の概要の概要である。(なお「報告書」の要点は赤旗2016年7月8日に掲載)。つまり、イラク戦争が、情報機関による「誤った情報」に基づいた戦争であることを明らかにしたのである。ただ注意すべきは「誤った情報」が意図的なものであるか、である。報告書は「情報機関の機能不全」に誤りの原因を求めている。しかし、私にはそうとは思えない。英国の情報機関がフセイン政権打倒の目的で故意に誤った情報を流したように思われてならない。情報機関とは、諜報機関=スパイ組織である。また、歴史上にもこのような事例は数多くある。日中戦争のきっかけとなる「上海事変」(1932年)がその例である。

(9)イラク戦争の開戦経緯の検証は、オランダ、オーストラリア、アメリカで行われている。

①オランダでは2009年、独立調査委員会(座長元最高裁長官)を設置し、開戦をめぐる国際法上の根拠を検証した。そして2010年1月、「軍事行動は国際法上の妥当な根拠がない」とする報告書を出した。

②オーストラリアは、2014年独立調査委員会を設置し、「大量破壊兵器情報はあいまいで不完全だった」と結論づけた。その一方で、政府が参戦のために情報を操作した疑いは否定した。

③では日本ではどうか。

④世耕官房副長官は、7月6日の記者会

見で、“諸外国で検証が行われているが、英国と、人道支援のみを行っていた我が国とを同列に論ずるのは適切でない”と語り、検証する考えのないことを表明した。また安倍首相も 2015 年の安全保障関連法の国会審議の場で“第三者による検証を行う考えはない”と答弁した。

㊤もっとも、検証の動きは過去にはあった。

米軍がイラク攻撃を開始した 2003 年当時の小泉首相が即座に支援を表明し、イラク復興支援法を成立させ、現地に自衛官を派遣したことは、記憶に新しい公然たる事実である。しかし、イラク攻撃の大義・理由とされた大量破壊兵器は見つからなかった。

政府は 2009 年に、自衛隊のイラクでの活動終了後、報告書を国会に提出したが、その報告書は、戦争支持の是非を一切省略したものであった。また民主党政権時代にも第三者検証委員会を設置する議員連盟が作られたが、頓挫した。そして民主党政権下の 2012 年に外務省が政策決定過程に関する省内の「検証結果」を発表したが、わずか 4 ページであり、聴取対象者が伏せられたものであった。そしてその内容は、「我が国としても厳粛に受け止める必要がある」というものであった。

④以上、朝日新聞によりつつ、イラク戦争、戦争と情報との関係を通観したが、私が重大だと思うのは次の点である。

第一に、往々にして情報機関＝諜報機関による意図的な誤った情報を基に開戦ないし参戦の理由が捏造されることである。

第二に、日本政府には、その誤った情報を検証し反省する意欲も体制もないことである。

第三に、検証する場合でも、その検証資料がアメリカに依存したアメリカ製の歪んだ資料になるであろうことである。

第四に、その検証資料が、特定秘密保護法により限定された歪んだ資料になるであろうことである。

第五に、これ迄指摘した欠陥は、戦争法成立により益々増幅することである。

最後に、情報公開の重要性、独立した検証機関設置の必要性、そしてマスコミに真実を伝える責任があることを指摘したい。

(10) ①参院選の最終日(7月9日)、与党(自公)の党首が改憲問題で何を発言したかをみよう。

①安倍首相(自民党)は東京都内で街頭演説を行ったが、憲法問題に一言も触れず野党共闘の批判をくり返した。

㊤山口代表(公明党)は兵庫県の JR 西宮駅前演説をしたが、“国民のみなさんが望まない憲法改定はやりません”と述べた。

②以上の演説の特徴は何か。

第一に、自・公両党ともに改憲政党であるにも拘らず、改憲を選挙の争点とすることを避けていることである。

第二に、公明党が恰も護憲政党であるかの如き擬態を取り、人民を瞞着しようとしていることである。公明党のいう「加憲」とは、「憲法改悪」の婉曲な表現に他ならないのである。

第三に、このようないわば、改憲隠蔽を公言するメンタル(心理的なもの)はいかなるものか。ここで私はヒットラーを想起する。ヒットラーは、“人間はこっけいな宇宙のバクテリア”だと評し、宣伝行為によって大衆を動員することの重要なことを本能的に知り、且つ実行したのである。日本の与党の党

首にもその傾向があると思う。憂うべきことである。

第四に、以上に述べたことは単なる杞憂ではない。参院選挙の前日の7月10日の河北新報掲載の自民党のポスターは、次のようなものである。

「今日は、日本を前に進める日。四年前のあの停滞した時代に、後戻りさせる訳にはいきません。これからも、さらにアベノミクスのエンジンをフル回転することで、全国の皆さんに景気回復の実感をお届けします。さあ、宮城を、そして日本を力強く前に進めていきましょう。この道を。力強く。前へ。」

この参院選挙のポスターには、抽象的文言の羅列のみで、憲法問題はおろか政策や公約には一切触れていないのである。これこそデマゴグの手法なのである。

(11) ①7月9日、南スーダンの首都載します。)

ジュバで武力衝突が発生。キール大統領派とマーシャル副大統領派の兵士が交戦した。同月10日にも戦闘が発生。

そのジュバには陸上自衛隊の国連平和維持活動(PKO)部隊約350人が派遣されている。

②日本政府は、ジュバは平穏で和平プロセスは進んでいるというが、実際には上述のような戦闘状態が発生しており、PKO5原則(紛争当事者間の停戦合意)が崩壊している。そうであれば自衛隊は撤退すべきである。

(以上、2016年7月に生じた諸問題のうち、「戦争法の施行過程」の前半を終えませぬ。次号90号は「戦争法の施行過程」の後半と「戦争法施行過程に対する反対運動」を掲